

三重大学学業優秀学生表彰に関する取扱要項

(平成 23 年 1 月 27 日要項第 698 号)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人三重大学学則（以下「学則」という。）第 56 条及び三重大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 48 条の規定に基づき、三重大学(以下「本学」という。)の学業優秀学生に係る表彰(以下「学業優秀学生表彰」という。)に関し必要な事項を定める。

(表彰)

第 2 条 学業優秀学生表彰は、学則、大学院学則及び諸規則を遵守している者であつて、次のいずれかに該当するものについて行う。

(1) 在学期間中において、極めて優秀な学業の成果を挙げ、高い評価を受けた者

(2) 在学期間中において、学術研究活動で特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会から高い評価を受けた者

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 学部長又は研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる者があつた場合には、学業優秀学生表彰の候補者として所定の期日までに学長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第 4 条 学長は、前条により推薦を受けた場合には、被表彰者を決定する。

(表彰状の授与)

第 5 条 学業優秀学生表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状の書式は、別紙様式による。ただし、特に学長が認めた場合は、この限りでない。

3 表彰状に併せて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 卒業生に対する学業優秀学生表彰は、三重大学学位記授与式に併せて行うものとする。

2 在学生に対する学業優秀学生表彰は、本学記念日に行う。ただし、特に学長が認めた場合は、この限りでない。

(事務)

第 7 条 学業優秀学生表彰に関する事務は、学務部教務チームにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、学業優秀学生表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別紙様式（第5条関係）

三重大学

第 号

学 長 賞

〇〇学部〇〇学科（又は課程）
又は〇〇研究科〇〇専攻

氏 名
年 月 日生

あなたは学業に励み優秀な
成果を挙げられました
よってその功績を讃え
これを賞します

年 月 日

三重大学長 ○ ○ ○ ○ 印